

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

○交渉日時 平成24年11月14日（水）18：15～19：55

○交渉場所 市役所8階第2会議室

○出席者 当局側 中林副市長，企業局長，他 計19名

組合側 長谷川中央執行委員長，他 計9名

交渉項目	給与制度の見直しについて（第3回目）
交渉要旨	<p>本日付提案を含め，人事課長から継続協議の項目について詳細を説明。各項目についての現時点での見解を求める。</p> <p>（組合） （平成23年11月1日に提案され，継続協議となっていた）退職手当の独自減額を取り下げ，新たな退職手当の見直しということで提案を国家公務員の取扱いに準じた見直しにするとあるが，この差し替えの理由について聞きたい。</p> <p>（当局） 今回，人事院で民間調査を行った上での官民較差が400万円強という公式的な見解が示され，国としても法案として提出した状況である。 市としても国で公式に調査した結果を踏まえていく必要があるだろうと思っている。これまでは暫定的に1割，2割という議論をしてきたが，制度として官民較差の解消という観点から，改めて提案させていただいた。</p> <p>（組合） 11月2日に閣議決定され，その日に法案として出されたと思うが，ここに来て，国の政治情勢が混沌としてきた。今の段階で法案が審議されているかどうかという状況を踏まえて，制度として国に準ずるということで提案されたのであれば，この取扱いはどうしようと考えているのか。</p> <p>（当局） 国では確かに不透明な部分もある。結果は別としても，人事院の調査に基づき，国として公式に国会に提出したというのは，国の姿勢が示された訳だから，端的に言えば，国の実施の如何に問わず，実施させてい</p>

ただきたい。

(組合)

国の制度として捉えて、官民較差がある。その中で市としてもその調査に基づいて、そして制度として改めてこの提案に差し替えるということか。その取扱いについては、国に何ら準ずることもなく、独自でやっていくということか。

(当局)

考え方はそういうことだ。

(組合)

例えば制度の改正があつて、それに基づいての提案であれば、理解できる。しかし制度改正がない中で、国に準じて提案をしましたといつても、何に準じたのかということになるのではないか。制度が改正されていないのに、国に準じるなら、今のままでいいのではないか。まだ制度は何も変わっていない。国家公務員の取扱いはまだ変わっていない。それなのに見直すことになるのか。

(当局)

いずれにしても、これまで1割、2割削減の提案をさせていただいているが、最終的に公的見解が出たわけだから、それを制度として変えさせていただきたいという提案をしたというのが趣旨である。

(組合)

国の制度として変わった部分については、十分協議するし、そういった話は一定程度受け止めざるを得ないと思っている。しかし、まだ制度として実施されていない中で、そこを理由に見直し、しかも市独自で1月にやりますと言っている。そうであれば、独自の取扱いの考え方と何も変わっていないのではないか。ただ、パーセンテージが変わって、それが何に基づいて変わったのかという理由の話になる。

(当局)

確かに、制度でやるのと財源不足で臨時的にやるのとでは違うと思うが、退職手当について国からの公式な見解が示されたので、それに準じてやらせていただきたい。

(組合)

市先行でもやりたいということか。

(当局)

提案の内容としては、そうご理解いただきたい。その上で今後協議をしていただきたい。

(組合)

我々が協議する条件は、基本的には国で改正があるかどうかだ。これまでも、国に準じた見直しに反対してきた訳ではないので、国が見直されれば、率的にはやむを得ないと判断しているが、実施時期については、国家公務員と地方公務員の違いがあるため、年度の途中で見直しすべきではないと思っている。そういったことの協議はしていきたい。ただ、函館市だけが独自にやるということだけは、理解できない。

(当局)

すでに提案させていただいているという実態があるので、継続協議をしてきたものを国で一定の判断が出たので、それに振替させていただきたいというスタンスで提案させていただいた。

(組合)

去年の話でいけば、退職手当に関する考え方、つまり長年の永年勤続報償分という考え方がある中で、国の動向を見極めながら、制度として変わるものについては理解できるので、状況を見ましようとなったはず。だから継続協議という話になったと思っている。

(当局)

これまでも国の取扱いを見ながら、協議してきた。時期の問題はあったにせよ、人事院調査に基づいて法案として国に提出されたということでこのように提案したということが、国の取扱いを見ながらということになると思う。

(組合)

住居手当の関係は、これまでも指摘させていただいたが、国との住宅事情の違いということや、政策として持ち家を奨励してきたことがあったと思う。また、他都市の状況も見ながら設定してきた。こういう状況の中で、なぜここで廃止なのか。

(当局)

地方で持ち家に係る住宅手当というものの考え方は確かに違っていることも認識している。一方で財政状況が背景にあるということに加え道内他都市においても、持ち家の住宅手当を廃止しているところも出てきている。経過措置はあるにしても、苫小牧も廃止になる。基本的に財源不足があるということ、それから背景的には国や他都市がそういう傾向にあるということで、継続してお願いしたい。

(組合)

それぞれの自治体でとっている政策があると思う。函館市として持ち家を推進してきたのではないかと。苫小牧についても、平成27年に廃止ということで、段階的に引き下げるとなっている。これまでは道内8市の平均で設定してきているところもあると思うが、これらの都市の全てが廃止している状況ではない。見解としては反対である。また、給与の独自減額の関係だが、国は臨時特例法によって7.8%削減されている。それらの事に関して、市としてどのように考えているか。

(当局)

基本的には復興財源のためだと認識している。人件費だけで財源を捻出しているわけではないと思うが、そういうものの考え方をしていて認識している。

(組合)

国家公務員の取扱いに準じるということで、例えばこの独自の考え方も含めて、その7.8%の減額をどういうふうと考えているのか。もっと言えば地方に対する影響については遮断するという話が総務大臣からも出されている。そうしたときに、特例法の関係の給与削減について市としての捉えなり、考えなりを聞きたい。

(当局)

国と直接的な連動はしていない。国も財政状況が厳しい中での判断だと思う。当市においては、特に顕著に出ているのが、人口減少や、高齢化である。また雇用状況を見ると、他都市に比べて非常に厳しい状況になっている。絶対値として厳しいかどうかという議論ではなくて、厳しさの増す度合いが他都市に比べて、非常に加速度的である。そういう状況の中で、住民サービスをする基盤となる財政運営は、これまで皆さんに努力していただき、協力していただいてやってきたが、現状からすると、将来立ち行かなくなるという判断がある。そういう中で一定の内部

努力と市民の協力が増えて行かざるを得ないという話もさせていただいた。確かに10%というのは、非常に厳しい数字だとは思っているが、そこまでいかないと将来の函館市が立ち行かなくなる。いずれにしても、国のものの考え方と函館市のものの考え方が直接は連動していないが、背景にある財政状況の厳しさというのは同じだと思っている。

(組合)

あくまでも、市独自の考え方ということか。

(当局)

国の厳しさと函館市の財政状況の厳しさは直接比較はできない。他都市と比較したときの財政状況の悪さではなく、悪くなり方というものは加速度的になっているという意識はある。そういった中で、やはり10%というのは非常に重い数字だと思う。そこまでお願いせざるを得ない。

(組合)

独自の削減については、国の考えに準ずるということではないということで理解させていただいた。市独自として10%の根拠を聞かせていただきたい。

(当局)

今後の財政状況を考えると、市民負担をお願いせざるを得なくなると考えている。そのためには、人件費だけではなく、様々な経費の節約をしながら、それでも足りない分については、負担をお願いせざるを得ない。内部コストの低減という中に、人件費があると思っている。それが10%というのは、かなり厳しい数字だと思いつつも、提案させてもらっている。

(組合)

あいまいな理由ではなく、なぜ10%なのか。なぜ5%でも15%でもなく10%なのかを聞いている。

(当局)

今後の財政状況を踏まえると、予算上は基金がもう7千万円しかないという状況だ。今後合併算定替の問題や国勢調査による人口減の問題など抱えている。昨年度5.5%協力いただいた分というのも、人口減少に伴う交付税の減が背景としてあった。今回は10%は厳しいと思いつつも

がらも、こうした財政状況を踏まえての提案である。

(組合)

10%を決めた根拠を聞かせて欲しい。合理的な理由は何か。なんとなく数字のきりがいいからというようにしか聞こえない。

(当局)

当然職員の生活というのにも勘案している。今後の財政見通しからすれば、赤字は増えていく。それを何とかしなければならないが、職員の生活も考えた結果、10%をお願いした。

(組合)

いくら足りなくて、それに見合う額が10%だと言われれば納得する。それに対してどう努力したか、という話になる。それを聞かせてもらいたい。

(当局)

実感として共有できない部分があるかもしれないが、この部分がこうなったから、こうだという話にはならないと思う。これまで1,000人も削減してきた、内部努力もしてきた、そして給与についてもある一定程度手をつけてきたけれども、現状は厳しい。経営努力をしなかったというわけではないし、そこに認識のずれがあるのかもしれない。

(組合)

経営側として、どう努力をして、今後どう努力するのかということである。懲戒処分の10%減給と同じである。何もしていない人達が10%削減されるなりの理屈、理由がなければ理解できない。これまでどう努力してきて、今後どのような努力をするか示したうえで、10%削減ということなら、いい悪いは別にして議論になる。

(当局)

財源不足が今後さらに生じて、その穴埋めの手法として、事務事業を見直すが、それでも不足が出てくる。それが10%の理由である。こちらの内部努力でも収支不足は解消しないということである。

(組合)

提案の10%の根拠について聞いているのに、あいまいな回答しかない。

(当局)

毎年の議論で市税や交付税の状況で、この部分が足りないから、人件費を削減するものではないと考えている。

財源不足額の見通しの中で、30億、40億円の財源不足をどうするのかという議論である。全てそれを人件費でまかなおうと言っているわけではないことを理解してほしい。

(組合)

何とかしないといけないというのは理解する。しかし、市民の負担も考えて試算した時に、なぜ10%なのか。人を削減して、給与まで削減している自治体はあるのか。今までやったことはリセットということなのか。

(当局)

これまでの行革で1,000人も削減した。効果額としても、160億円の目標に、220億円の効果はあった。一方で厳しい財政見通しがあり、現時点の状況で削減をお願いしている。

(組合)

財政見通しという点では、例えば市税の滞納を何割回収しようとしているのか。また、重複して行っている事業の見直しもこの間されていないのではないか。特定目的基金の扱いも、役目が終わっているものについては活用できるのではないか。このようなことを、どう考えて、どう判断しているのか。

(当局)

収納率の向上、滞納整理も努力はしてきている。滞納の話をするれば、本当に払えない人と払わない人がいる。払えるのに払わない人にはしっかりと対応していく。

(組合)

滞納収納率をどこまで向上させようとしているのか。

(当局)

23年度は19.6%が決算ベースの滞納者の滞納収納率だ。それを22%までに上げようと考えている。

(組合)

それは本来100%取っていかないといけないものではないか。それが2割以下しか取れていない。そうした対策を強化していくべきではないか。また、下水道普及率は市街化区域では95%にもなる。下水道が整備されているのに、水洗化しない家もある。そのために、かなり汲み取りに係るコストがかかっているという重複した事業コストの見直しもされていない。

(当局)

市税の収納強化策等については、折衝の中で示していく。また、水洗化未了の方にも常にお問い合わせをしている。しかし、便槽がいっぱいになっても、下水を引かないからといってそのまま回収しないとはならない。いろんな事業を、今ここで全部拾えるかといわれると難しい。個別に聞かれれば回答することはできる。こちらが積み上げることは難しいと思っているので、組合がムダだと思っていることを言ってもらえれば、それについての資料を出すことはもちろんできる。

(組合)

目に見える努力をしていかないといけない。

(当局)

もちろん、そう思っている。何かをやるには、何かをやめないと財源は出てこないと考えている。

(組合)

給与は労働の対価であり、質を落とさず仕事をしているという自負を職員が持ちながら、よくわからない理屈で減額されるというのは、理解できない。給与が下がってきたところに、更に下げることになっている。研究者たちの中には、内需が拡大しない限りは今の景気低迷は改善しないということで、給与を上げなければいけないと言っている人達もいる。

(当局)

国が政策で社会保障制度など、地方の財政負担を考えず、地方や6団体に協議しないで法案を出して決めてしまう。財政状況が厳しい中で、急に施策を増やされても、やらないわけにはいかないのが現状だ。

	<p>(組合) 今後10%削減の根拠等についてしっかり整理してもらいたい。</p> <p>(組合) 次に、経過措置の廃止の理由についてお聞きしたい。</p> <p>(当局) 人事院勧告では、25年から実施となっているのを、国が7.8%の暫定カットが終了する26年からにしたという経過があるが、国から考え方が示されているということで提案させていただいている。</p> <p>(組合) 期間の部分では言うつもりはないが、当時、国との違いということで、市労連の中で議論された経過もあると思う。これについては更に協議したい。</p> <p>(組合) 継続協議の課題は口頭の部分を含めるといくつか残っていると思う。育児短時間勤務だとか、育児・介護を行う職員の早出遅出の関係などは、改めて事務折衝や公式事務折衝で協議させてもらいたい。今回の提案も含めて、労使合意を前提に交渉を考えているが、そのことについて当局の考えを確認させていただきたい。</p> <p>(当局) これまで同様、誠意ある交渉をさせていただきたいと思っている。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 平成24年11月19日現在)